

教員養成フラッグシップ大学推進委員会運営要領

〔 令和 5 年 11 月 24 日
教員養成フラッグシップ大学推進委員会決定 〕

1 趣旨

- (1) 教員養成フラッグシップ大学推進委員会（以下「委員会」という。）の運営は、初等中等教育分科会教員養成部会運営規則（令和 5 年 4 月 26 日教員養成部会決定）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- (2) 教員養成フラッグシップ大学の審査及び評価は、委員会が定める審査要項及び評価要項に基づいて行う。
- (3) 委員会が議決したときは、主査は、当該議事の経過及び結果を教員養成部会部会長に報告する。

2 利害関係者の排除

- (1) 審査及び評価に関係する委員は、審査及び評価を行う大学もしくは当該大学の連携先機関と利害関係にある場合は、その審査及び評価を行わないものとする。

（利害関係者とみなされる場合の例）

- ① 審査及び評価対象の大学
 - ・ 委員が審査及び評価対象の大学に所属又は 3 年以内に所属していた場合
 - ・ その他委員が中立・公正に審査及び評価を行うことが困難であると判断される場合
 - ② 連携先機関
 - ・ 委員が審査及び評価対象の大学の取組の連携先機関に、審査及び評価の時点で所属している場合
 - ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
- 委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査及び評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3 秘密保持等

- (1) 委員として審査及び評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 委員は、競争参加者から何らかの不正な働きがけがあった場合は必ず事務局にその

旨を申し出ること。

4 会議の公開

- (1) 会議は、審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含むため公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。
- (2) 会議の資料は、原則として、ホームページに公開すること等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- (3) 会議の議事は、原則として、議事要旨をホームページに公開すること等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部または全部を非公開とすることができる。

5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、教員養成フラッグシップ大学の審査及び評価に係る運営に関し必要な事項は、委員会が定める。